

平成30年度岐阜県子育て支援奨学金募集要項

平成30年度の岐阜県子育て支援奨学金の奨学生を下記のとおり募集します。
この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
 募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

各学校が定める期間まで

※在学する学校の奨学金窓口でご確認ください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

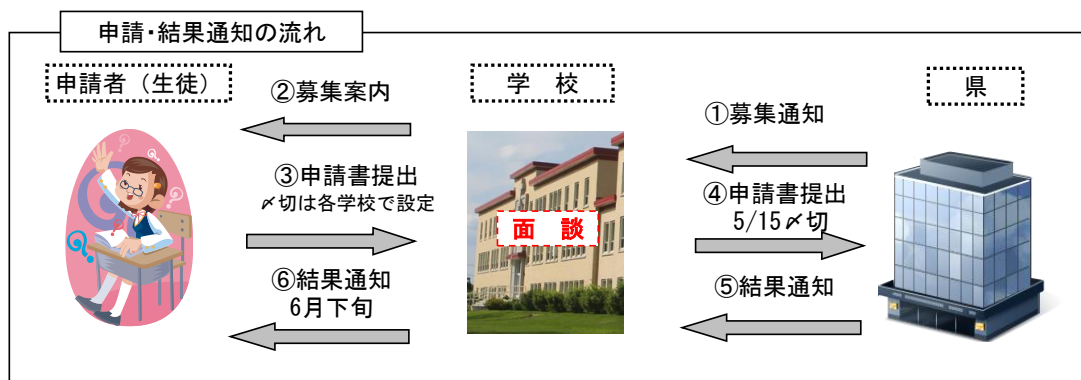
【申込資格】

次の条件の全てに該当する生徒・学生。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟
又は県外募集枠の岐阜県立高等学校の学生であること。
- ②第3子以降の者であること。
- ③次のいずれかの公立学校に在学していること。
高等学校若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、
特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程、高等専門学校（専攻科を除く）

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用にかかわらず在学する学校を通じて **6月下旬頃**にお知らせします。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額等

区 分	自宅通学	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 5,000円加算	下宿費用又は 通学費用加算 (※) 10,000円加算
公立高等学校等	18,000円	23,000円	28,000円
高等専門学校	18,000円（加算なし）		

区 分	入学支度金 (今年度入学者の希望者のみ)
公立高等学校等	75,000円
高等専門学校	75,000円

ア 公立学校等の生徒で、下宿費用または通学費用に充てるため必要と認められる場合は、5,000円または10,000円を加算して申請することができます。

- ※ 下宿費用加算は、申請時に下宿等から通学している者が対象。
- ※ 通学費用加算とは申請時において、公共交通機関を利用して通学する生徒で通学費を概ね月額8,000円以上負担している者が対象。（3,6ヶ月定期を利用の場合は、それぞれの月数で割って1ヶ月あたりの額を計算。複数の交通機関を利用の場合はその合計額。）

＜通学費の計算例＞ 電車とバスを利用している場合

- ①通学定期(電車) 3ヶ月 15,000円 1ヶ月あたり 15,000円÷3ヶ月=5,000円
- ②通学定期(バス) 6ヶ月 30,000円 1ヶ月あたり 30,000円÷6ヶ月=5,000円

イ 入学支度金は、当該年度に高等学校等に入学した者が、その貸与を希望する場合に申請することができます。

2 併用の禁止

以下の奨学資金との併用はできません。

- ・岐阜県選奨生奨学金
- ・岐阜県高等学校奨学金
- ・岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

3 奨学金の貸与方法

初年度は、7月（4月～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

2年目以降は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

4 奨学金の返還

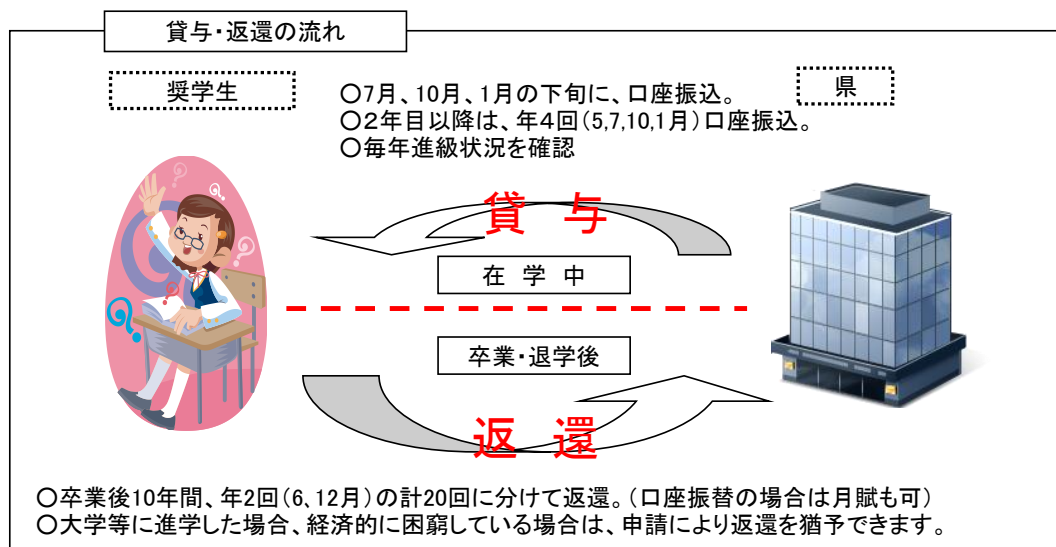
貸付終了後、約半年の据置期間をにおいて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入(※1)または口座からの自動引落とし(※2)により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落としは月賦払いでも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関(県内の金融機関と一部県外の銀行)以外の場合、振込手数料がかかります。

※2 口座から自動引落しできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は、下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 18,000円 の場合			②貸与月額 23,000円 の場合		
貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回	貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	216,000円	10,800円	1年間	276,000円	13,800円
2年間	432,000円	21,600円	2年間	552,000円	27,600円
3年間	648,000円	32,400円	3年間	828,000円	41,400円

※入学支度金を貸与しなかった場合。

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、県が委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

5 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	子育て支援奨学金貸与申請書	ア 「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は親権者①②に記載し、親権者が一人の場合は親権者①に記載すること。	加算を希望する場合には「確認書」を添付してください
		イ 「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。	
		ウ 「希望貸与額」欄は、該当のものを○で囲み、高等学校等の生徒は「計」欄に希望貸与月額を記入すること。	
		エ 「入学支度金」欄は、1年生のみが該当となるので、注意すること。	
		オ 「希望貸与期間」欄は、申請年度の4月から貸与を希望する期間（最長期間は卒業年月まで）を記入すること。	
		カ 「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的に詳細に記入すること。	
<p>※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の印鑑が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うことになります。</p>			
②	住民票(本籍地省略可)	ア 世帯全員の住民票を取得してください。	
		イ 申請者が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。	
③	戸籍謄本	ア 住民票で第3子以降の者であることが確認できる場合、戸籍謄本の提出は不要です。(その場合、住民票は、家族全員の記載がありかつ出生日の記載により子の順序が確認できるものであること)	
		イ 住民票で第3子以降の者であることが確認できない場合、戸籍謄本を提出していただくこととなりますが、本籍部分を黒塗りしたもので構いません。	
④	子育て支援奨学金貸付金口座振込依頼書	ア 口座名義人は、申請者本人にしてください。	
		イ 銀行等で、依頼書に確認印をもらってください。又は、預金通帳の写しを提出してください。	
⑤	在学証明書	ア 在学する高等学校等が発行するもの。	
		イ 県外募集枠の場合、その旨を明記した岐阜県立高等学校長の証明。	

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係
 TEL 058-272-1111 (内線3558、3559)
 〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1